

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	川西町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&so_cd2=10&

執行機関名 川西町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭等医療費助成事業に関する事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		川西町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月川西町条例第29号)別表第1第39の項 ひとり親家庭等医療費助成事業に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条	川西町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年10月川西町条例第19号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その <u>生活の安定と向上</u> のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の <u>福祉に図る</u> ことを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進</u> を図るため、その <u>医療費助成の一部を助成</u> し、もってひとり親家庭の親子等の <u>生活の安定と福祉の向上</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		川西町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成26年9月規則第12号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	川西町ひとり親家庭等医療費助成条例第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	川西町ひとり親家庭等医療費助成条例第4条に規定するひとり親家庭等医療費受給資格者証の交付(更新)の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	川西町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第2条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	対象者及び扶養義務者の道府県民税及び市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

備考	
----	--